

みんなが輝く
全国に誇れる
ふくい



C O N T E N T S

第1章 福井市の現状 ……………	1
■ 本市の人口と財政状況 ……………	2
■ 本市を取り巻く環境の変化 ……………	5
第2章 総合計画の基本的な考え方 ……	7
■ 計画の期間 ……………	8
■ 計画の構成 ……………	8
■ 将来都市像 ……………	9
■ 重点方針 ……………	9
■ 体系図 ……………	10
第3章 具体的な政策と施策 ……………	13
■ 快適に暮らすまち……………	14
■ 住みよいまち……………	20
■ 生き活きと働くまち……………	28
■ 学び成長するまち……………	34
■ 総合計画を推進するために……………	41
第4章 資料編 ……………	43
■ 策定経過……………	44
■ 策定体制……………	46
■ 福井市総合計画審議会委員名簿……………	47
■ 諮問……………	48
■ 答申……………	49
■ 市民意識……………	50
■ 条例等……………	52

不死鳥のねがい（福井市市民憲章）



わたくしたちは 不死鳥福井の市民であることに誇りと責任を感じ
郷土の繁栄と幸福をきずくため 力をあわせ 不屈の気概をもって
このねがいをつらぬきましょう

実践目標（平成26年4月～平成31年3月）

1 すすんで 親切をつくし
愛情ゆたかなまちを つくりましょう

とどけよう 明るいあいさつ 感謝のこたば

2 すすんで 健康にこころがけ
明朗で活気あるまちを つくりましょう

みんな仲よく健康で 心も体もすこやかに

3 すすんで くふうをこらし
清潔で美しいまちを つくりましょう

とりくもう わが家とまちの 美化運動

4 すすんで きまりを守り
安全で住みよいまちを つくりましょう

まなびあおう 家庭の防犯 地域の防災

5 すすんで 教育を重んじ
清らかな文化のまちを つくりましょう

わがまちふくい まなんで知って 誇りを持とう

（昭和39年6月28日制定）

不死鳥のねがい（福井市市民憲章）推進協議会

第七次福井市総合計画策定の趣旨

福井市では、昭和43年の「福井市行政計画(第一次)」以来、市政運営の基本となる総合計画を策定し、市勢発展に努めてきました。

平成28年度末までを計画期間とする「第六次福井市総合計画」では、「自然・活気・誇りにみちた 人が輝く かえりたくなるまち ふくい」を将来都市像に掲げ、様々な施策に取り組んできました。

新たに平成29年度から5年間の計画期間とする「第七次福井市総合計画」において、避けて通ることのできない最も大きな課題は、本格的な人口減少社会到来への対応です。

「福井市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」では、人口減少の克服を喫緊の課題として捉え、実効性が高く、効果的な施策に注力し取組を進めています。

本市の最上位計画「第七次福井市総合計画」では、将来の人口減少、少子高齢化が急速に進展することに加え、今後も厳しい財政状況が見込まれる中、限られた財源をいかに有効活用するかを念頭に置いて策定いたしました。

本計画期間には、本市にとって様々な転機が訪れます。北陸新幹線福井開業や福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会の開催が目前に迫ってきた今、本市の持つ様々な資源や福井らしさを最大限活用し、さらに伸ばしていくことは、本市が大きな飛躍を遂げる新たな契機となります。

また、県都福井市は、周辺地域の発展のために、市町の牽引役や先導的役割を果たすことが求められています。圏域における連携を進めるとともに中心的役割を担いながら、圏域全体の魅力向上と、誰もが住み続けたい、住んでみたいと思えるふくいを創造していくことが必要です。

本総合計画では、今後5年間とさらにその先の将来を見据えて、目指すべき本市の有るべき姿を描きました。子どもから高齢者まで、全ての市民が安全・安心で豊かな生活を送ることができるよう、市民と行政が様々な場面で手を携え、民間の活力を活用しながら、本市の輝く未来と、「全国に誇れるふくい」の実現に向けた取組を推進していきます。



1

福井市の現状



1 本市の人口と財政状況

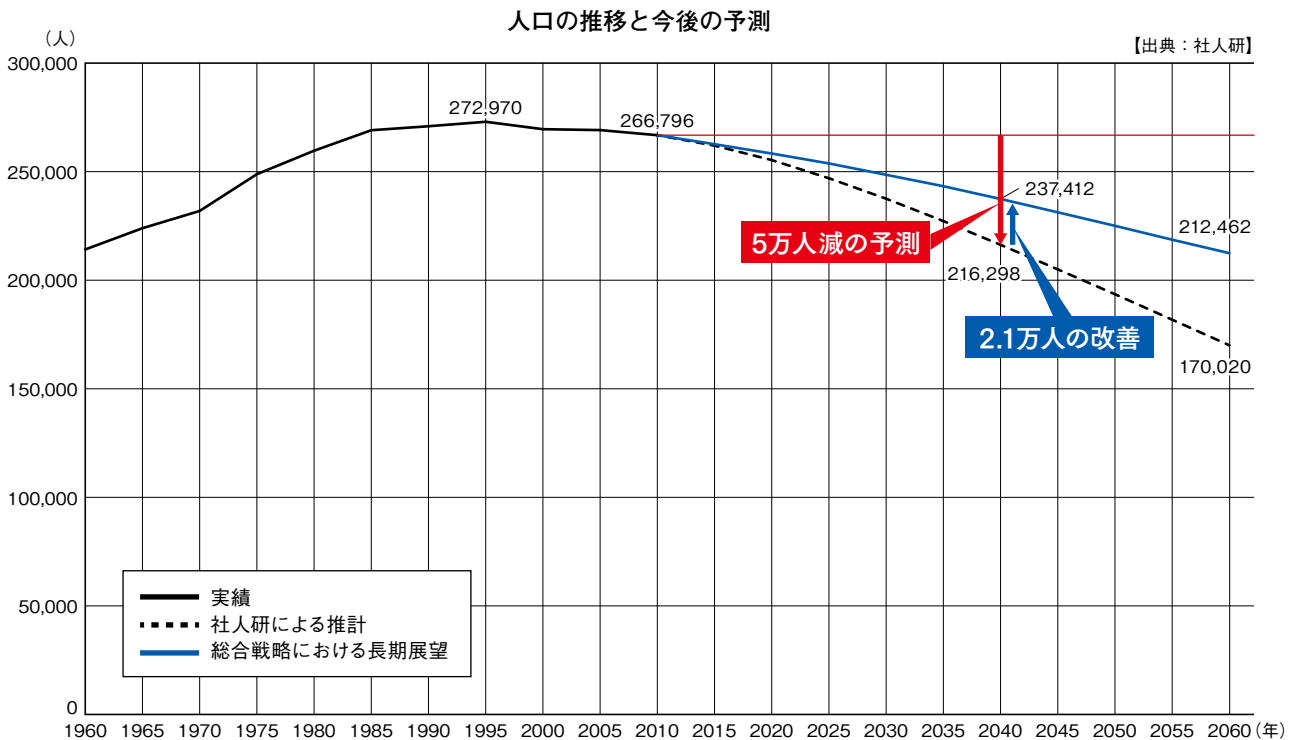


2 本市を取り巻く環境の変化



1 本市の人口と財政状況

(1) 人口推計



我が国の総人口は、平成20(2008)年の1億2,808万人をピークに、長期の人口減少期に入っており、国立社会保障・人口問題研究所(以下、社人研)の推計によると、平成72(2060)年には8,674万人になると予測されています。

また、平成26年の合計特殊出生率は1.42と、人口を維持するための水準2.08を大きく下回り、急速な少子化が進んでいます。

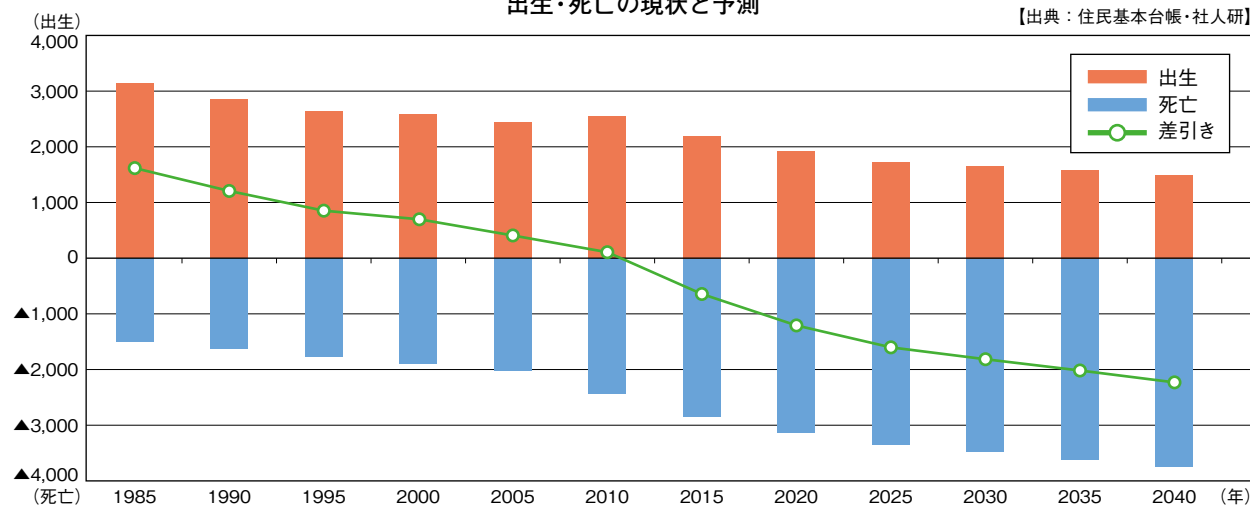
国勢調査によると、本市の人口も、平成7(1995)年の272,970人をピークに減少期に入り、近年も、22年は266,796人、27年は265,904人と減少を続けています。社人研の推計によると、平成52(2040)年には216,298人となり、約5万人の人口減少が予測されています。

平成27年12月に策定した「福井市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」においては、この人口減少傾向を克服すべく様々な施策に取り組み、約2万人の改善を図る長期展望を示しました。

本市が将来にわたり活力ある地域を維持していくには、人口減少に対応したまちづくりを進めるとともに、人口減少に少しでも歯止めを掛けていくことが重要です。

出生・死亡の現状と予測

【出典：住民基本台帳・社人研】



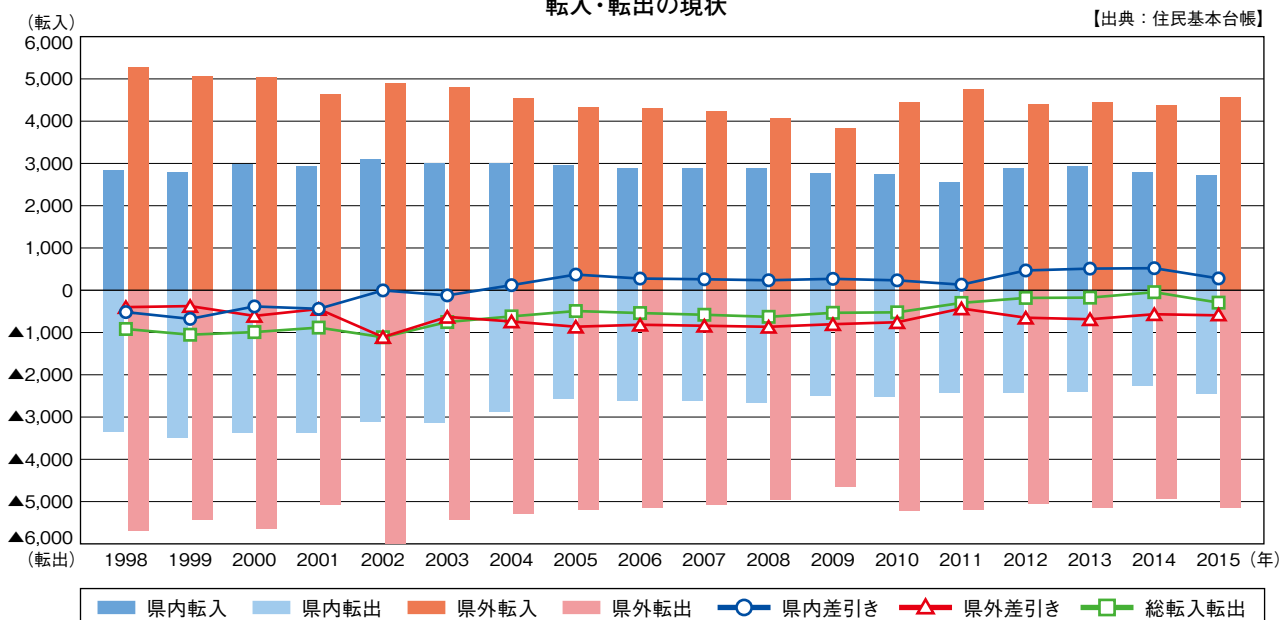
出生数は、今後とも減少傾向が続く見通しです。

また、高齢化が進むとともに、死亡数も今後増加すると見込まれています。

少子高齢化は今後確実に進むことから、少しでも少子化に歯止めを掛けていくとともに、高齢社会への適切な対応が必要です。

転入・転出の現状

【出典：住民基本台帳】

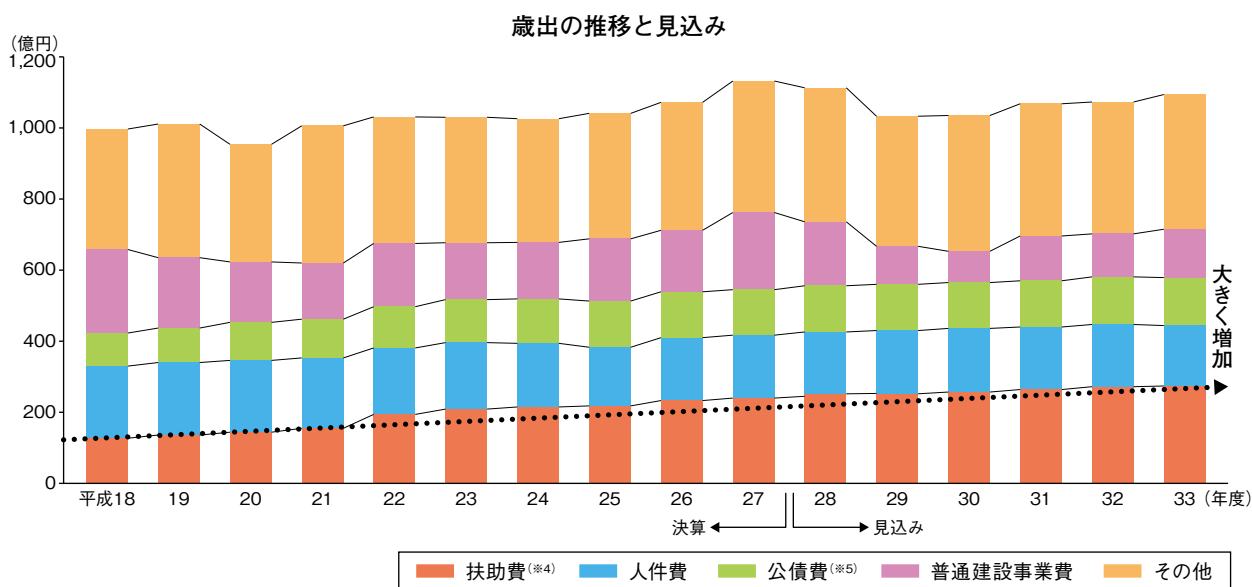
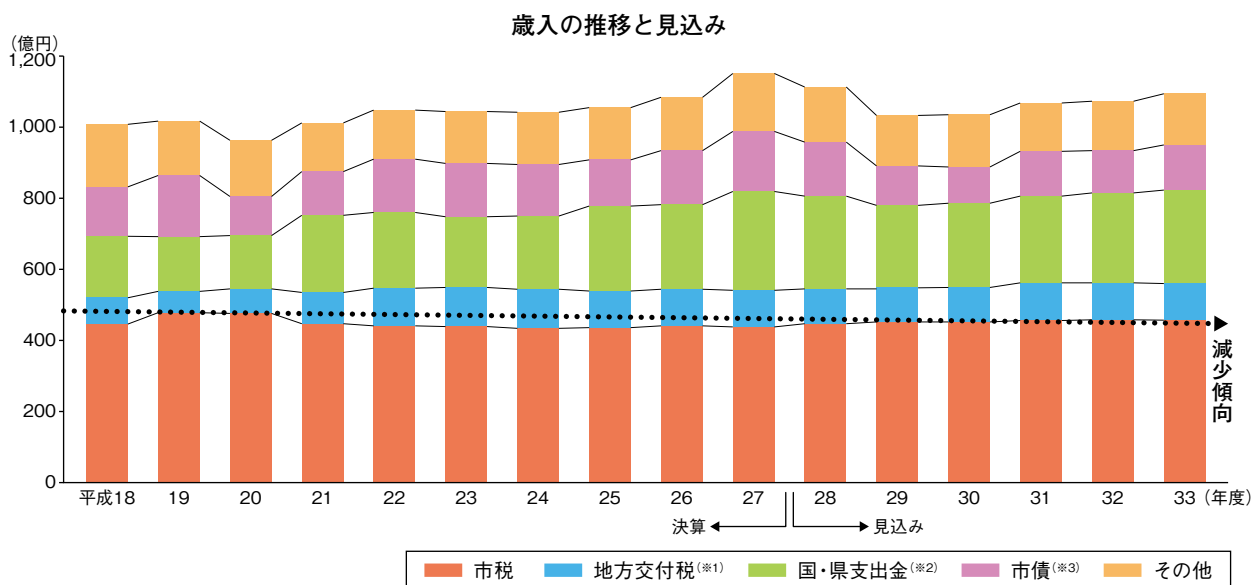


県外に対しては、大都市圏を中心に人口流出が続き転出超過となっていますが、県内においては、転入超過傾向にあります。

社会動態は、自然動態と比較してボリュームが大きいため、施策の即効性は高いと考えられます。

経済情勢など外的要因に左右されることも大きいですが、新しい人の流れをつくることやまちの魅力を高めることなど、時代の潮流を適切に捉えた施策を展開することが必要です。

(2) 財政状況(普通会計)



歳入の根幹をなす市税は近年減少が続いている一方で、歳出においては、扶助費や公債費などの義務的経費が増大し、今後もこの傾向が続くものと見込まれます。

このため、行政が自らの意思で裁量的・弾力的な施策に取り組むことのできる予算編成は困難となり、財政の硬直化を招くことが懸念されています。

今後も、限られた財源で最大限の効果を生むよう、選択と集中により費用対効果の高い施策に取り組むとともに、行政のみならず市民や地域の力を総動員して、課題の解決を図っていくことが必要です。

※1 地方交付税：地方が標準的な行政サービスを提供できるよう、地方公共団体の財源を保障する制度。国税の一部について、一定割合が国から地方に配分される

※2 国・県支出金：国又は県等から市へ交付される負担金、補助金、交付金、委託金、助成金等

※3 市債：建設事業等の財源を調達するために行う長期の債権

※4 扶助費：生活保護法、児童福祉法などの法令に基づいた生活保護費や児童手当、市が行う各種扶助のための経費

※5 公債費：市債の元金・利子や一時借入金の利子を支払うための経費



2 本市を取り巻く環境の変化

平成30年度 福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会の開催

市内及び県内各地で「福井しあわせ元気国体・大会」が開催されます。国体及び大会には、競技をする人、応援する人、大会を支える人など、市内外から多くの人々が参画します。

本市におけるスポーツ振興や市民のボランティア意識の醸成に加え、大会を機に活発化する人の交流やモノの流れを地域の活性化につなげる好機となります。

平成31年度 中核市に移行

中核市に移行することにより、県が行っている事務やサービスの一部が市に移譲されます。住民にもっとも身近な市が実施主体となることで、事務手続きの効率化や実情に応じた基準づくりなど、さらなる市民サービスの向上と、特色を活かしたまちづくりが図られます。

本市は、平成31年4月の中核市移行を目指しています。県全体の牽引役としてリーダーシップを発揮するとともに、周辺市町との連携を強化することにより、産業の活性化や観光振興、移住定住政策の促進など、活力ある地域づくりが実現できます。

また、現在、地方から国への提案による権限移譲や規制緩和の進展、地方創生特区の創設など、地方分権の流れが加速しています。本市の自主性と自立性を高め、地域の課題解決のためには、こうした制度を活用し、積極的に国に働きかけていく必要があります。

平成32年度 東京オリンピック・パラリンピックの開催

東京オリンピック・パラリンピックの開催は、国際的なスポーツの祭典というだけに留まらず、これを契機として、合宿の誘致や選手村等での地元産品の活用など、本市の特色を活かした取組を行うことにより、地域の活性化や魅力発信につなげる好機となります。

平成34年度 北陸新幹線福井開業

平成27年3月の新幹線金沢開業により関東方面から北陸を訪れる人が増加し、大きなにぎわいと経済効果をもたらしています。平成34年度の福井開業により、交流人口の拡大や利用者の利便性向上をはじめ、様々な波及効果が見込まれます。

この効果を最大限に引き出すため、各種基盤整備を着実に進めることに加え、おもてなしの充実や首都圏への積極的な情報発信など、全市を挙げた戦略的・効果的な準備に取り組むことが必要です。



総合計画の基本的な考え方



1 計画の期間



2 計画の構成



3 将来都市像



4 重点方針



5 体系図



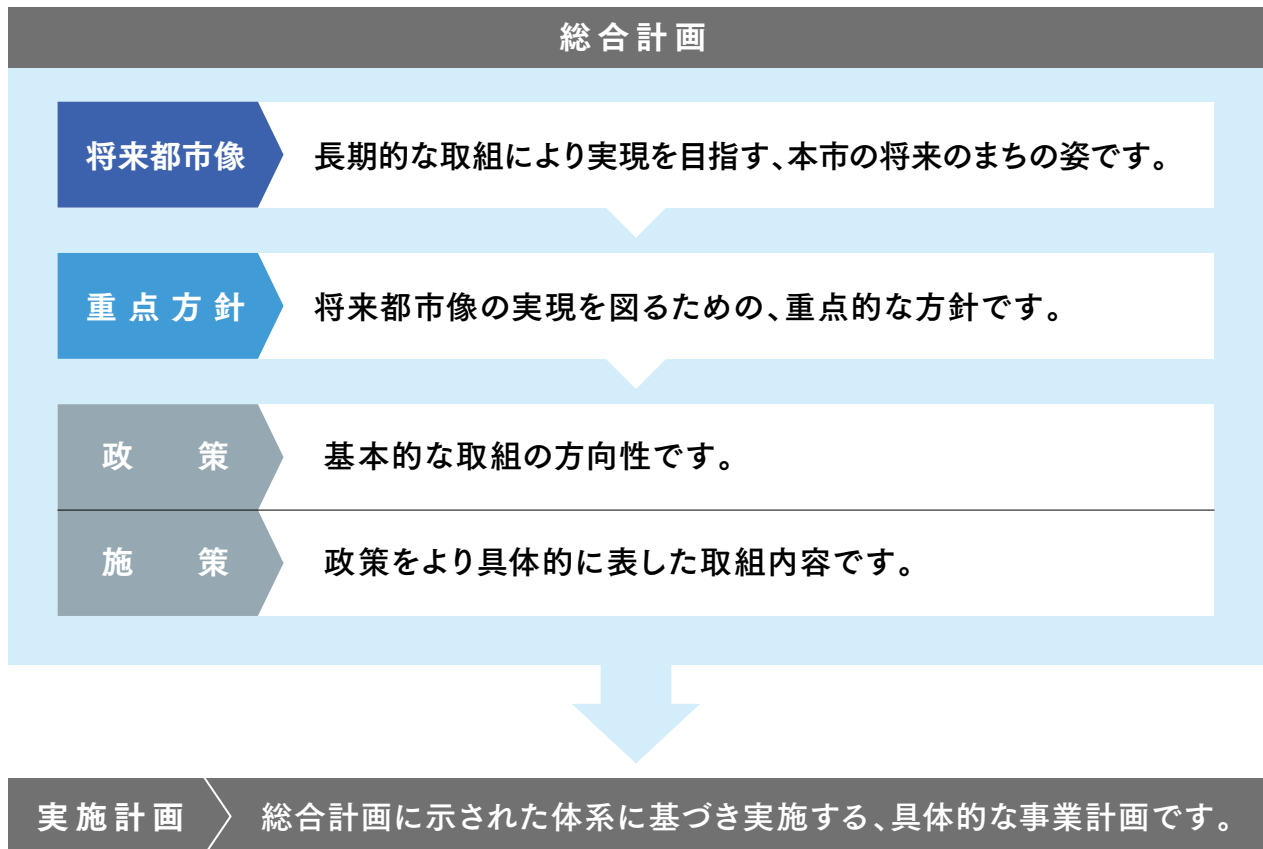
1 計画の期間

時代の要請や環境の変化に弾力的に対応できるよう、本計画の計画期間は5年間とし、平成29年度から33年度までとします。



2 計画の構成

本計画は、次の階層で構成するものとします。





3 将来都市像

本計画では、第六次総合計画で定めた将来都市像「自然・活気・誇りにみちた 人が輝く かえりたくなるまち ふくい」の理念を受け継ぎつつ、10年、20年先の将来を見据えた、長期的な取組により実現を目指す本市のまちの姿として、次の「将来都市像」を定めます。

将来都市像

みんなが輝く 全国に誇れる ふくい

本市は、住み良いまちとして全国的にも評価の高い都市です。誰もが住み続けたい、住んでみたいと思える福井市づくりのためには、市民、地域、企業など本市のすべてが輝き、みんなが豊かさを実感できるまちづくりを進めることが必要です。

また、人口減少社会の中で、将来にわたり活力ある福井市を築くためには、市民一人ひとりのふるさと福井に対する誇りの醸成と、全国に向けた発信が、ますます重要になります。

行政のみならず市民や企業など、それぞれの連携を強化し、総力を挙げて、将来都市像の実現に向けた取組を進めます。



4 重点方針

将来都市像の実現を図るため、次の「重点方針」を定めます。

重点方針

◆ 豊かな地域づくり ◆ 輝く未来への挑戦

将来を見据えたまちづくりを進めていくには、これまで培ってきたバランスのとれたまちづくりを基礎に、さらに地域の資源や特色を最大限に活かし、住む人にとっても、来る人にとっても、快適で個性豊かな地域づくりを充実させていくことが重要です。

また、平成29年度から33年度までの5年間、本市を取り巻く環境は、大きな転換期を迎えます。30年度に開催される福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会。31年度の中核市移行。32年度の東京オリンピック・パラリンピック。そして、33年度には、翌年度の北陸新幹線福井開業に向けた総仕上げの年を迎えます。

この好機を逸することなく、様々な取組を積極的に展開し、輝く未来の福井市を描けるよう果敢に挑戦していくことが必要です。

2つの重点方針に基づき、「快適に暮らすまち」、「住みよいまち」、「生き活きと働くまち」、「学び成長するまち」の4つの分野毎に、市政全般にわたる政策・施策に取り組んでいきます。



将来都市像

みんなが輝く 全国に誇れる

重点方針

◆ 豊かな地域づくり
◆ 輝く未来への挑戦

政 策

I 快適に 暮らすまち	1	まちなかの充実した都市機能により 多様な人が集まるまちをつくる
	2	地域の特色を活かし 魅力的で活力のあるまちをつくる
	3	強靱な社会基盤と 安全で快適な生活環境が整ったまちをつくる
II 住みよい まち	4	市民が自らの役割と責任を担い 誰もが尊重され活躍できる住みよいまちをつくる
	5	すべての市民が健康で生きがいをもち 安心して暮らせるまちをつくる
	6	環境にやさしい 持続可能なまちをつくる
	7	災害・事故に強い 安全・安心なまちをつくる
III 生き活きと 働くまち	8	若者が希望を持てる 農林水産業のまちをつくる
	9	活力と魅力あふれる商工業が 発展しつづけるまちをつくる
	10	観光資源を磨き上げ おもてなしの心があふれる観光のまちをつくる
IV 学び成長する まち	11	郷土の文化や歴史、自然を活かした 個性的で魅力あるまちをつくる
	12	健やかで自立心をもった 感性豊かな子どもを育むまちをつくる
	13	市民が自主的に生涯学習や生涯スポーツを 楽しむまちをつくる

総合計画を推進するために

ふくい

施 策

- ① まちなかの資源を活かした魅力と風格ある県都の顔をつくる
- ② にぎわいのある空間を創出しまちなかの活性化を図る
- ③ 北陸新幹線の整備を進める

- ① 地域の特色と資源を活かした個性豊かな地域をつくる
- ② 地域の生活を支える利便性の高い交通システムを構築する
- ③ 快適な市民の憩いの場をつくる

- ① 強靱な社会基盤を整備する
- ② 生活排水を適切に処理し良好な水環境を維持する
- ③ 安全で安心なおいしい水と都市ガスを安定供給する

- ① 女性が輝く社会の実現を図る
- ② 多文化共生の地域づくりと国際交流を推進する
- ③ 力を出し合いみんなで担う協働のまちづくりを進める
- ④ 住民が主体となったまちづくりを進める

- ① 生涯にわたる健康づくりを支援する
- ② 子どもが健やかに生まれ育つ環境をつくる
- ③ 高齢者が生涯にわたって社会参画でき安心して暮らせる環境をつくる
- ④ 障がいのある人が地域で安心して生活できるよう支援する
- ⑤ 生活困窮者の自立を支援する

- ① 良好な生活環境や水とみどり豊かな都市環境を守り育てる
- ② 環境負荷低減の取組を推進する
- ③ 環境について考え行動できる人づくりを進める

- ① 地域の防災力を高める
- ② 火災等から人命と財産を守る
- ③ 地域における防犯力を向上する
- ④ 安全で安心な消費生活を支える
- ⑤ 交通安全対策を推進する

- ① 稲作の強化と園芸の推進により農業経営の複合化を図る
- ② 伐って守る林業とつくり育てる水産業を振興する
- ③ 農産物のブランド化と需要を拡大する
- ④ 農山漁村の生活環境を守る

- ① 地域の商工業を振興する
- ② 創業の促進と事業承継の円滑化を支援する
- ③ 福井で働くことを応援する

- ① 文化や自然を活かした観光資源を磨き上げ発信する
- ② 観光を通してイメージアップを推進する
- ③ おもてなしの充実を図る

- ① 市民の誇りとなる文化芸術を振興する
- ② 歴史や文化遺産を保存・継承し活用する
- ③ 自然科学教育で子どもの夢を育てる

- ① 子どもの生きる力を伸ばす学校教育を充実する
- ② 子どもの健康増進を図る
- ③ 子どもの健全な育成を図る
- ④ 学びの場としての学校環境を整備する

- ① 市民の生涯学習を支援する
- ② 市民の生涯スポーツを支援する

- ① 時代の変化に対応できる組織体制を構築する
- ② 市民ニーズを捉えた満足度の高い行政サービスを提供する
- ③ 効率的で持続可能な行財政運営を行う

実施計画

3

具体的な政策と施策



I 快適に暮らすまち



II 住みよいまち



III 生き活きと働くまち



IV 学び成長するまち



総合計画を推進するために



I 快適に暮らすまち

政策 1 中心市街地に関する政策

まちなかの充実した都市機能により 多様な人が集まるまちをつくる

現状

平成27年3月の北陸新幹線金沢開業により、金沢や富山では民間の企業活動が活発化し、観光誘客も増加していることから、福井開業までの間に地域間格差の広がりが懸念されています。

また、平成30年には、福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会が開催され、県外から多くの方が福井を訪れることから、玄関口となる県都の魅力を高める必要があります。

まちなかのにぎわい交流の核としてオープンしたハピリンやハピテラス等、人が集まる交流拠点を活かすため、市民や企業、各種団体との連携を図り、着実な活性化を進めることが必要です。

今後、新幹線福井開業に合わせ、新たな視点での公共スペースの利活用など、まちなかのにぎわいと人の交流を創出する好機が訪れています。

課題

- ① まちなか観光の回遊性と魅力の向上、県都デザイン戦略に基づく基盤整備
- ② まちなかの居住人口を増加させることや、空き地・空き店舗・空きオフィスの利活用
- ③ 経済の活性化や、観光誘客の起爆剤となる北陸新幹線の早期開業と並行在来線の健全経営

- まちなかに集積する充実した都市機能を活かし、
県都の顔にふさわしい魅力と風格あるまちづくりを進めます。
- 地域活性化の起爆剤となる北陸新幹線の早期開業に取り組むとともに、
県都の玄関口となる福井駅周辺の整備促進に取り組みます。

施策

① まちなかの資源を活かした魅力と風格ある県都の顔をつくる

- 福井城址や足羽山、足羽川等のまちなかにある本市の豊かな資源を活かし、市民が利用しやすい空間を形成します。
- 民間建物のデザイン向上と、質の高い都市デザインに支えられた一貫性のある公共空間の創出により、市民や観光客にとって魅力的な基盤整備を推進します。
- 福井駅周辺の整備を仕上げていくとともに、良好な都市機能を形成します。
- 商業・業務・文化・福祉などの複合的な都市機能の充実を図るため、再開発や共同建替え、低未利用地の活用など、民間主体のまちづくりを支援します。

② にぎわいのある空間を創出しまちなかの活性化を図る

- ハピリンを拠点としたにぎわいの創出や、商店街等と連携したイベント開催を支援します。
- まちなかのリノベーションの動きを促進するとともに、まちなかの出店、開業、創業を支援します。
- 都心居住を誘導するため、まちなかの居住環境を整備し、にぎわいの創出を図ります。
- 公共交通や自転車等、様々な手段によるアクセス性を高めるとともに、回遊性の向上を図ります。

③ 北陸新幹線の整備を進める

- 北陸新幹線の早期開業を促進するとともに、最大の開業効果が得られるよう利活用を検討します。
- 並行在来線の開業準備を進めます。



地域の特色を活かし 魅力的で活力のあるまちをつくる

現状

本市には、さまざまな特長、特色をもった地域があり、それぞれのもつ豊かな資源を活かし地域の活力を維持していくことが重要です。

しかし、地域の特性に応じた交通サービスや、生活に必要な基盤整備は十分とは言えない状況です。

個人の価値観やライフスタイルが多様化する中、心の豊かさや、やすらぎを感じられ自然と共生する暮らしを求める人が増えています。

持続可能なまちづくりを進めるため、住み慣れた地域で快適に過ごせる環境を整備することが求められています。

課題

- ① 地域に活力をもたらす地域資源や施設の有効活用
- ② 快適な地域生活を維持する公共交通ネットワークの構築
- ③ 身近に自然を感じられる河川の水辺環境の保全と、住民やボランティアとの協働による快適な公園の維持管理

- 地域の資源を活かして、個性豊かな活力あるまちづくりを進めます。
- 地域の状況に応じて、住民に求められている必要なサービスを提供し、住み慣れた場所で安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます。

施策

① 地域の特色と資源を活かした個性豊かな地域をつくる

- 住み慣れた地域で生涯充実した生活がおくれるよう、日常生活に必要な機能を集約した地域の拠点づくりを促進します。
- 地域の特性にあった景観を形成します。
- 地域の特色や魅力を発信するとともに、地域資源や空き家の利活用を推進し、移住・定住を促進します。
- 地域ぐるみの取組や都市住民との交流活動を促進し、里地・里山・里海の活性化を図ります。

② 地域の生活を支える利便性の高い交通システムを構築する

- 地域それぞれの生活圏にあった交通システムを構築します。
- 公共交通相互の乗継ぎや利用しやすいダイヤ編成等、まちなかと地域を結ぶ交通を円滑にします。

③ 快適な市民の憩いの場をつくる

- 良好な河川環境を保全し、憩いの場を創出します。
- 快適な公園の整備・維持管理を進めます。



強靱な社会基盤と 安全で快適な生活環境が整ったまちをつくる

現状

国の方針により、いかなる災害等が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・経済社会の構築に向けて、全国的に「国土強靱化」の推進が求められています。

本市においても、多くの道路・河川等、社会基盤施設が老朽化し、更新時期を迎えつつある中、長寿命化による効率的な更新・維持管理に取り組んでいるところです。

下水道施設においては、公共用水域の水質を保全するための未普及地区解消や、経年劣化に伴う機能不全を防ぐための計画的な改築・更新と、適正な維持管理を行わなければなりません。

水道やガス事業においては、需要減少に伴う厳しい財政状況の中、安全で安心な安定供給のための施設更新と同時に、健全経営の取組が重要となっています。

課題

- ① 都市型災害への対応や、建築物の安全確保等、強靱な社会基盤の構築
- ② 汚水処理施設の計画的な整備や改築、耐震化と、下水道事業の徹底した健全経営
- ③ 水道・ガス施設の計画的な更新・耐震化と、事業の徹底した健全経営

- 民間活力を活用しながら、市民生活を支える道路や河川、建築物の安全性の向上に努め、災害に強い社会基盤の整備を進めます。
- 良好な水環境を保つとともに、安全で安心な水とガスを安定供給します。

施策

① 強靱な社会基盤を整備する

- 既存の道路施設を有効活用し、市道や交通安全施設の整備・維持管理を進めます。
- 河川、水路及び下水道施設の計画的な整備・維持管理により、雨による浸水被害を軽減します。
- 公共及び民間建築物の耐震化を進め、安全性の向上を図ります。
- 社会基盤の整った区画を整理し、居住の定着を図ります。
- 安価で良質な市営住宅を計画的に整備します。

② 生活排水を適切に処理し良好な水環境を維持する

- 汚水処理施設の普及促進と適切な維持管理を行います。
- 下水道事業を健全に経営します。

③ 安全で安心なおいしい水と都市ガスを安定供給する

- 施設の計画的な更新・耐震化と維持管理を行います。
- 水道・ガス事業を健全に経営します。





Ⅱ 住みよいまち

政策 4

女性活躍、多文化共生、協働、まちづくりに関する政策

市民が自らの役割と責任を担い誰もが 尊重され活躍できる住みよいまちをつくる

現状

性別や国籍に関わらず、誰もが活躍できる住みよいまちを実現するには、互いの価値観や多様性を理解し、認め合い、人権を尊重する意識が大切です。

ライフスタイルの多様化や自治会等への参加意識の希薄化、高齢化の進展などにより地域活動の担い手が不足し、行政自治の基盤となる住民自治機能が低下しています。

一方、震災等の災害をきっかけとして、同じ地域に住む人々が互いに助け合う相互扶助の重要性が全国で再認識されるとともに、災害復旧や様々な社会的課題の解決に自らの時間と経験を活かす、ボランティアへの関心が高まっています。

多様化・複雑化する市民ニーズに対応し、活力ある地域社会づくりを進めるため、多様な活動主体が連携し、誰もが活躍できる社会の構築が必要です。

課題

- ① 家庭、地域、職場の中で、誰もが持てる力を発揮し、協力し合う社会の推進
- ② 多文化共生意識の醸成と国際交流の促進
- ③ ボランティアや市民活動への理解促進と活動支援
- ④ 地域活動の担い手の育成、住民主体のまちづくりの促進

- 誰もが互いの人権を尊重し、個性と能力を発揮し、活躍できるまちづくりを進めます。
- 市民組織、企業、団体、行政など多様な主体が連携、協働するとともに、それぞれの持てる力を発揮し、役割と責任を担う住民主体のまちづくりを進めます。

施策

① 女性が輝く社会の実現を図る

- 家庭・地域・職場など、様々な場面で女性が能力を発揮し生き活きと輝けるよう支援します。
- 女性の活躍を応援する企業や団体の活動を支援し、リーダー的役割を担う女性を育成します。
- 男女が互いに持てる力を発揮し、ともに支え合う社会を推進します。

② 多文化共生の地域づくりと国際交流を推進する

- 本市に暮らす日本人・外国人相互の理解を深め、ともに能力を活かすことができる多文化共生の地域づくりを推進します。
- 海外の姉妹友好都市との関係を活かし、教育や文化などの国際交流を推進します。

③ 力を出し合いみんなで担う協働のまちづくりを進める

- 総合ボランティアセンターを拠点として、ボランティア活動の情報提供や発信を行い市民のボランティア活動を総合的に支援します。
- 市民活動への理解と関心を高めて参加を促進するとともに、市民と行政との協働によるまちづくりを行う市民活動を支援します。

④ 住民が主体となったまちづくりを進める

- 地域コミュニティの主体である自治会活動等の活性化と、地域活動の担い手の育成を図ります。
- 地域の特色を活かした住民主体のまちづくりを促進します。

すべての市民が健康で生きがいをもち 安心して暮らせるまちをつくる

現状

急激な高齢化と現役世代の人口減少が進む中、社会保障制度の維持は大きな課題となっています。国は、高齢者世代を主たる給付対象とするこれまでの社会保障から、切れ目なく全世代を対象とする社会保障への転換や能力に応じた負担、医療・介護サービスの提供体制を、地域ごとに再構築するとした制度改革を示しました。

本市においてもこれらの制度改革を踏まえながら、社会保障の充実と重点化・効率化に取り組むことが求められています。

支援が必要な人に適切に行き渡るよう、求められる支援を的確に見込み、利用者が選択できる仕組みをつくることや、住民にもっとも身近な地域において、特性に応じたきめ細かい福祉サービスの充実が大切です。合わせて、支援が必要になる前段階からの健康維持や自立支援も重要性を増してきています。

今後は、行政機関だけではなく、企業や各種団体などとの連携により、子どもから大人、高齢者まで切れ目のない持続可能な医療・福祉の提供が求められています。

課題

- ① 市民が安心して医療を受けられる国民健康保険制度の維持、健康寿命の延伸
- ② 子ども・子育て支援の量的拡充と質の改善
- ③ 高齢者が住み慣れた地域で、生涯にわたり安心して暮らせるまちづくり
- ④ 障がいのある人もない人も、地域の支え合いの中で安心して生活できる環境づくり
- ⑤ 援助が必要な世帯への社会的・経済的自立を促す支援

- 誰もが生涯にわたり、心身ともに健康で生きがいを持ち、自立した生活を送れるように健康づくりを支援します。
- 子どもの健やかな成長を支援するとともに、子育て世代、高齢者、障がい者を地域で支えあい、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

施策

① 生涯にわたる健康づくりを支援する

- 生活習慣の改善を支援し、認知症や疾病の早期発見及び重症化予防に取り組みます。
- 健康への意識向上を図るとともに、医療保険制度を適正に運営します。

② 子どもが健やかに生まれ育つ環境をつくる

- 結婚や子育てに関する若者への意識啓発や、男女の出会いのきっかけとなる場を創出します。
- 妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援を行うとともに、地域や関係機関との連携を強化し、安心して子どもを産み育てることのできる環境を整えます。
- 教育・保育環境の充実を図り、子どもの健やかな成長を支援します。
- 父親の家事・育児への参加を推進するとともに、祖父母世代や地域による子育て世代への支援活動を促進します。

③ 高齢者が生涯にわたって社会参画でき安心して暮らせる環境をつくる

- 高齢者が地域で安心して暮らせるよう、医療や介護、介護予防、住まい、生活支援などといった、様々な支援を切れ目なく提供する地域包括ケアを推進します。
- 高齢者がこれまで培ってきた技術やノウハウを活かしながら、社会や地域、職場で活躍し、充実した生活を送れるよう支援します。

④ 障がいのある人が地域で安心して生活できるよう支援する

- 障がいのある人の日常生活を支援する体制の整備に加え、教育や社会参加、就労への支援の充実に取り組みます。

⑤ 生活困窮者の自立を支援する

- 生活困窮に至る前段階での支援や、必要に応じた適切な援助により、社会的・経済的自立を支援します。

環境にやさしい持続可能なまちをつくる

現状

地球温暖化防止は、国際的枠組みで取組を進めていくことが求められています。

国は、持続可能な社会の実現に向け、廃棄物を新たな資源と捉えるなど、限りある天然資源の消費抑制を目指しており、県では、地球温暖化対策や環境教育の推進などを重要な施策として進めています。

本市においても、身近な環境保全に努めるほか、都市部における水辺の整備や緑化、里地・里山の環境保全を推進しています。

しかしながら、本市は、一世帯あたりの電気使用量や自動車の保有台数が全国でも上位にあり、市民一人あたりのごみの排出量は、近年横ばい状態が続くなど、環境負荷が小さい状況とはいえません。

今後、さらに市民や企業、団体、行政が連携した取組の推進と、環境のことを考え行動できる人づくりが重要です。

課題

- ① 里地・里山等の身近な自然環境の保全、良好な生活環境の維持と都市部の水辺環境の整備や緑化の推進
- ② 環境負荷の少ない生活への転換による低炭素型社会の形成や更なる3R[※]の推進による循環型社会の形成、資源物及び廃棄物の適切な処理
※ごみの発生抑制(Reduce リデュース)、再使用(Reuse リユース)、再生利用(Recycle リサイクル)の頭文字をとった言葉
- ③ 持続可能な社会をつくるため、環境について自ら考え行動できる人づくりの推進

- 市民や企業、団体、行政が連携し、福井の豊かな自然環境や、水とみどりが豊かな都市環境を守り育てます。
- 低炭素型社会や循環型社会を目指し、地球規模の環境問題に対応した持続可能なまちづくりを進めます。

施策

① 良好な生活環境や水とみどりが豊かな都市環境を守り育てる

- 身近な自然環境を守り育て、自然や生き物の保護・再生活動を促進します。
- 事業活動における公害の未然防止及び環境負荷の低減に努めるよう指導啓発します。
- 身近な河川の水辺環境を整備するとともに街路樹を守り育てます。

② 環境負荷低減の取組を推進する

- 再生可能エネルギー設備や省エネルギー機器の普及に加え、公共交通機関や自転車の利用など環境負荷の少ない生活を推進します。
- 市民、企業、団体、行政が連携し、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を進めます。
- 資源物及び廃棄物を適切に処理し、市民の衛生的な生活環境を守ります。

③ 環境について考え行動できる人づくりを進める

- 学校や家庭、職場などでの環境学習や啓発を行い、持続可能な社会の構築のために自ら考え、行動できる人づくりを進めます。



災害・事故に強い 安全・安心なまちをつくる

現状

未曾有の被害をもたらした東日本大震災の教訓を踏まえ、国は災害対策基本法を改正し、大規模災害における被害発生をあらかじめ想定した上で、できるだけ被害の最小化を図る「減災」の考え方を盛り込みました。

本市においても、迅速な危機対応を図るため、国や県の計画の見直しを反映し、福井市地域防災計画をはじめとする各種計画の見直しを行うとともに、公共施設の耐震化をはじめ、防災施設や防災物資の備蓄、地域の防災活動の支援等に計画的に取り組んできました。今後はさらに、自助・共助の考えに基づく防災意識の啓発や各種防災対策の強化が重要となります。

また、多様な災害から市民の生命・財産を守るためには、消防体制の整備と防火意識の啓発とともに、超高齢社会に対応するための救急体制の強化が重要です。

一方、生活に身近な安全安心については、近年増加傾向にある空き家への対応に加え、高齢者が関わる消費者トラブルや交通事故が多いことから、今後も関係機関が連携して効果的な啓発活動を行い、地域ぐるみで犯罪に対する抑止力を高める仕組みづくりが求められています。

課題

- ① より実践的な訓練の実施、災害時に地域で主体的に動ける人材育成、地域における避難体制整備など、自主防災組織への支援強化
- ② 消防体制及び救急体制の強化、防火安全対策の推進
- ③ 地域における街頭犯罪等の防止、老朽化した危険空き家への対応
- ④ 消費者保護、かしこい消費者の育成
- ⑤ 交通安全の指導・啓発、自転車運転中のマナーの向上

- 災害・事故から市民の生命と財産を守るため、地域の防災力を高め、地震や津波、火災、風水害、原子力事故などへの対応を強化します。
- 防火や防犯、交通安全に対する意識の高揚や啓発を図り、地域住民や関係機関との連携により、くらしに身近な生活安全を守ります。

施策

① 地域の防災力を高める

- 災害から市民の生命・身体・財産を守るため、関係機関との連携及び危機管理体制を強化します。
- 事前に災害時の被害を想定した情報提供の強化と、適切な計画の見直しにより減災に取り組みます。
- 人材育成や意識啓発を行い、市民一人ひとりの防災意識の高揚を図ります。
- 自主防災組織の育成・支援や、自力での避難が困難な人に対する地域での支援体制づくりの推進等、地域の防災力の向上を図ります。

② 火災等から人命と財産を守る

- 消防施設等の整備を着実に進め、消防体制を強化します。
- 防火安全対策を推進し防火意識の高揚を図ります。
- 救急活動能力の向上を図り、救急体制を強化します。

③ 地域における防犯力を向上する

- 地域における防犯への意識啓発と活動の支援により、安全で安心な地域をつくります。
- 老朽危険空き家等の適正な管理を進めます。

④ 安全で安心な消費生活を支える

- 複雑多様化する消費者問題に対応できるよう、関係機関との連携を強化し、消費者保護に努めます。
- 消費生活に関する情報提供や学習機会を充実し、かしこい消費者を育成します。

⑤ 交通安全対策を推進する

- 交通安全を確保するための環境を整えるとともに、交通安全の指導や意識啓発を行い、市民の交通意識とマナーの向上を図ります。



政策 8 農林水産業に関する政策

若者が希望を持てる 農林水産業のまちをつくる

現状

近年、米、木材、魚など農林水産物の価格低迷により、農林水産業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

また、農林水産業従事者の高齢化が進み、継続的で安定的な経営に大きな影響をもたらしています。

TPPの締結により、今後、安価な海外農産品が日本へ輸入され、国内農産品の価格下落が懸念されるなど、これまで以上に厳しい環境にさらされることが想定されます。一方で、世界で高い評価を受けている日本の農産品を海外へ輸出することが容易になり、新たな販路の拡大によって所得向上につながる好機でもあります。

農山漁村地域では、過疎化の進展により耕作放棄地の増加が懸念され、加えて鳥獣被害も深刻な状況となっており、今後、農地の保全のほか、水源の涵養、自然環境の保全など、農山村が有する多面的機能が失われる恐れがあります。

課題

- ① 園芸導入による複合経営への転換と、若者や女性の担い手の育成と確保
- ② 適正な森林整備とコスト削減による林業経営の安定化、つくり育てる漁業を支える水産業の基盤整備
- ③ 消費者目線での農産物づくりや6次産業化などによる、農林水産業所得の向上
- ④ 農地の多面的機能の保全と、鳥獣被害の軽減

- 意欲ある農林漁業者の新たな取組や経営基盤の強化を支援し、農林水産業の振興を図ります。
- 農地・農村環境を適正に保全し、豊かな農林水産業を将来につなげます。

施策

① 稲作の強化と園芸の推進により農業経営の複合化を図る

- ほ場の適正管理や農地の集積・集約化により、米生産コストの縮減を図り、稲作農業の基盤を強化します。
- 園芸の生産拡大を推進し、稲作と園芸を組み合わせた農業経営の複合化を進めます。
- 意欲ある若者や女性の就農を促進するため、就農初期の経営基盤の安定化を図ります。

② 伐って守る林業とつくり育てる水産業を振興する

- 森林の多面的機能を発揮し資源の循環利用を図るため、森林を適切に手入れするとともに木材の有効活用を推進します。
- つくり育てる漁業を推進して水産資源の保全を図り、漁獲量の向上に取り組めます。

③ 農産物のブランド化と需要を拡大する

- 生産意欲や所得の向上につながるビジネスモデルを構築し、農林水産物のブランド化と6次産業化を推進します。
- 福井米の消費拡大や学校給食で農産物の使用を拡大するなど、地産地消による食育の推進を図ります。
- 農林水産物の情報発信や首都圏での商談会、物産展を開催し、農林水産物の販路拡大を図ります。
- 消費者の食の安全・安心に対する意識に応えるため、新鮮な食品の安定供給を図ります。

④ 農山漁村の生活環境を守る

- 農地の多面的機能の保全や、農林水産業の生産基盤の整備・保全により、農山漁村の生活・生産環境を保持します。
- 市民に自然とふれあう場を提供し、農林水産業への理解や関心を深めます。
- 農産物への鳥獣被害を軽減するため、有害鳥獣対策を推進します。

活力と魅力あふれる商工業が 発展しつづけるまちをつくる

現状

国内企業の99.7%を占める中小企業は、経済の基盤を支え、わが国の成長や発展の原動力となっています。

本市においても、大多数を占める中小企業は本市産業の中核を担う存在です。地域経済を活性化させるためには、中小企業が技術開発や販路開拓に攻めの姿勢で従事できる環境づくりと、地域生活を支える商業の発展が重要です。

また、わが国全体の人口減少や首都圏への過度の集中は、地方の労働力不足を招き、地域経済への影響が懸念されます。今後、若者、女性、高齢者など、誰もが働きやすい環境の整備が求められています。

課題

- ① 企業が積極的に取り組む事業活動への支援と雇用の創出
- ② 創業を増やすことと事業承継の円滑化
- ③ 若年層の県外流出の抑制とUIターン就職の促進。誰もが安心して働ける雇用環境の整備

- 基幹産業の振興による産業基盤の強化や創業の促進を図り、地域経済を活性化します。
- UIターン就職の促進や就労機会の創出を図るとともに、仕事と家庭が両立できる雇用環境づくりを推進します。

施策

① 地域の商工業を振興する

- 研究開発から販路開拓まで、企業の様々な事業活動を支援するとともに、本市産業への波及効果が見込まれる新事業の創出を促進します。
- 基幹産業の発展や新規雇用の創出を図るため、市外企業の誘致や、市内企業の事業拡大に対応した企業立地を推進します。
- 各種団体と連携し、地域に根差した商業・サービス業の発展に努めます。

② 創業の促進と事業承継の円滑化を支援する

- 若者や女性をはじめとした多様な創業を支援します。
- 中小企業が持つ貴重な技術やノウハウを次代に引き継ぐため、事業承継の支援体制を充実します。

③ 福井で働くことを応援する

- 本市の魅力や市内企業の情報発信を強化するとともに、県やハローワークをはじめとした関係機関との連携を推進し、UIターン就職や地元就職を促進します。
- 学生や社会人が、希望する職場で安定的に働ける就労機会を創出します。
- ワークライフバランスの推進に取り組む企業を支援し、誰もが安心して働けるよう雇用環境の充実を図ります。



観光資源を磨き上げおもてなしの心があふれる観光のまちをつくる

現状

国では、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、インバウンド（訪日外国人旅行）を強化するなど、観光誘客に関する様々な政策を推進しています。

また県では、舞鶴若狭自動車道の全線開通や、北陸新幹線金沢開業など、新たな高速交通ネットワークの整備による交流人口の拡大と、福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会を見据えた観光戦略を行っているところです。

本市においても今後、北陸新幹線福井開業を見据えた観光誘客の取組を強化していかなければなりません。

これまで「一乗谷」「まちなか」「越前海岸」を観光拠点の柱に、歴史や文化、自然、食など、地域の特色ある観光資源を磨き上げてきました。

しかし、国内外に誇れるオンリーワンの観光地に育てるには、周辺地域と連携して広域観光を進めるとともに、外国人の立場に立った受入環境を整備するなど、インバウンド観光への対応が求められています。

さらには、本市を訪れた人を温かく迎える「おもてなしの心の醸成」に取り組むなど、市民総ぐるみで観光のまちづくりを進めることが重要です。

課題

- ① 観光客のニーズが多様化する中、地域資源を活用した体験型、交流型観光の取組と観光拠点の整備
- ② 観光誘客に効果的な情報発信の強化と、広域観光やインバウンド観光の取組
- ③ 市民一人ひとりの観光客に対するおもてなしの心の醸成と、郷土に誇りと愛着心を持った観光を担う人材の育成

- 観光資源をさらに磨き上げ、市民が福井に誇りと愛着を持っておもてなしする観光のまちづくりを推進します。
- 外国人観光客の受入れや周辺地域と連携した広域観光を推進し、滞在、体験、交流型観光などにより、さらなる観光誘客に取り組みます。

施策

① 文化や自然を活かした観光資源を磨き上げ発信する

- 「一乗谷朝倉氏遺跡」は、別格の観光地として情報発信をさらに強化するとともに、日本一の戦国城下町のフィールドミュージアムを目指し、ソフト、ハードの両面から取組を進めます。
- 「まちなか」では、養浩館庭園やグリフィス記念館など、歴史的な観光資源のさらなる活用を図るとともに、風格あるまちづくりと連携した周遊性向上に取り組みます。
- 「越前海岸」の風光明媚な自然の魅力をさらに体感できる環境整備に取り組み、魅力向上を図ります。
- 福井の歴史・文化・産業・食などの魅力を活かした体験型の観光誘客を推進します。
- 新たな観光資源の掘り起こしや、既存の観光施設の改修を進めるとともに、観光地の交通アクセスの充実に取り組みます。

② 観光を通してイメージアップを推進する

- 福井市宣伝隊長朝倉ゆめまるの活動をはじめ、出向宣伝や様々なツールを利用した情報発信を通じて、本市の知名度やイメージの向上を図ります。
- 将来のリピーターに繋がる教育旅行や学生合宿の受入れ、また、市の施設を有効活用しコンベンションなどMICE※の誘致を積極的に推進し、新たな観光需要を掘り起こします。
- 周辺自治体との広域連携による観光ネットワークを形成することで、広域観光とインバウンド観光の強化を図り、滞在・交流型観光を促進します。

※Meeting(会議)、Incentive travel(報奨・研修旅行)、Convention(大学・学会・国際会議)、Exhibition/Event(展示会/イベント)の頭文字をとった造語

③ おもてなしの充実を図る

- 市民が本市の魅力を知り、誇りと愛着を持ちながら観光客を「つつるいっばいのおもてなし」の心で温かく迎える「観光おもてなし市民運動」を推進します。
- 地域住民が企画・実施する「まち歩き」等の観光まちづくりの取組を支援するとともに、観光を担う人材を育成して、市民と行政が一体となっておもてなしする観光のまちづくりを推進します。



IV 学び成長するまち

政策 11 文化、歴史、自然に関する政策

郷土の文化や歴史、自然を活かした 個性的で魅力あるまちをつくる

現状

市民の価値観やライフスタイルが多様化する中、優れた文化芸術の鑑賞や自ら文化活動を行うなど、心の豊かさやゆとりのある暮らしを求める人が増えています。

また、郷土の豊かな文化遺産を適切に保存するとともに、市民一人ひとりが地域固有の文化や歴史、自然への理解を深め、福井の魅力として発信できるよう、文化財等の積極的な利活用が必要となっています。

本市の産業や日本の科学技術を支える人材を育成するために、身近な郷土の自然や最先端の科学技術を通して、子どもの科学に対する興味を育てることが求められています。

課題

- ① 市民の文化芸術活動の支援
- ② 貴重な文化財の保存と活用
- ③ 子どもが郷土の自然や最先端の科学技術に触れる機会の充実

- 市民の文化芸術活動を支援するとともに、優れた文化芸術に触れる機会を創出し、新しい文化活動の振興に努めます。
- 郷土の文化財を大切に保存し、豊かな文化や歴史、自然を将来に残すとともに、福井の誇りとして活用します。

施策

① 市民の誇りとなる文化芸術を振興する

- 子どもから大人まで身近に文化芸術に触れ、創作活動に参加できるよう、市民や各種団体の文化芸術活動を支援します。
- 人材育成や環境の充実、魅力ある企画展の開催などを通して、市民が誇りを持てる文化芸術を振興します。

② 歴史や文化遺産を保存・継承し活用する

- 一乗谷朝倉氏遺跡や養浩館庭園などの郷土の文化財や、歴史・文化に関する資料を保存するとともに、福井の魅力として活用します。
- 地域固有の歴史・文化を次世代へ継承するとともに、伝統文化に触れ、学び、伝える活動を支援します。

③ 自然科学教育で子どもの夢を育てる

- 足羽山をはじめとする郷土の自然や、宇宙・天文などの科学技術について、実物や最新の映像により学べる場の充実を図り、子どもたちの興味・関心を高め、夢や創造性を育てます。



健やかで自立心をもった 感性豊かな子どもを育むまちをつくる

現状

グローバル化、情報化の進展など、子どもたちを取り巻く環境が急激に変化している中、学校、家庭、地域が連携し、企業や団体の協力も得ながら、未来を担う子どもたちの確かな学力、豊かな心、健やかな体を育てる学校教育の充実と、青少年の健全育成を図ることが必要です。また、社会の変化に柔軟に対応できる教育の推進とともに、自然体験や職場体験などの体験学習の重要性が増しています。

学校施設の耐震化が完了し、今後は計画的な老朽化対策や長寿命化、多様化する教育ニーズに対応できる環境の整備が求められます。

全国的に、自然災害や登下校中の事故、或いは、子どもが巻き込まれる犯罪等が後を絶たず、児童生徒の安全確保が重要となっています。

課題

- ① 学校や家庭、地域をはじめ、企業や団体と連携した学校教育の充実
- ② 児童生徒の安全確保のための環境整備と安全教育の推進
- ③ 青少年の健全育成や体験学習の充実
- ④ 老朽化が進む学校施設の改築、長寿命化や複合化などの計画的な推進

- 家庭や地域をはじめ、企業や団体と連携し、質の高い学校教育や体験学習を行い心身ともに健康な子どもを育てます。
- 安全で充実した学習活動が行えるように学校環境を整備します。

施策

① 子どもの生きる力を伸ばす学校教育を充実する

- 確かな基礎学力の習得に加え、社会の変化に対応できる子どもを育てるための学校教育を充実します。
- 子どもが、地域や企業、団体などで活躍する大人と関わることを通して、自立心や豊かな心を育むよう支援します。
- 不登校やいじめなどの問題の解消を図ります。

② 子どもの健康増進を図る

- 子どもが自らの身を守るための安全教育を推進します。
- 健康な生活を送るために、学校保健と学校体育を充実します。
- 安全・安心な学校給食を充実するとともに、食育を推進します。

③ 子どもの健全な育成を図る

- 家庭や地域、関係機関をはじめ、企業や団体とも連携し、青少年の安全確保と健全育成を図ります。
- 自然や文化、社会活動など様々な体験を通して、子どもの豊かな感性や郷土への愛着を育みます。

④ 学びの場としての学校環境を整備する

- 多様化する教育ニーズに対応できる学校環境整備や施設の計画的な老朽化対策、維持管理を進めます。
- 児童生徒の安全確保のため、通学環境を整備します。



市民が自主的に生涯学習や 生涯スポーツを楽しむまちをつくる

現状

生活環境が多様化する中、市民の生きがいづくりや自己実現への意欲はますます高まっており、市民の学習ニーズや地域課題を的確にとらえた学習機会の提供が求められています。

また、市民一人ひとりが、個人のライフスタイルに応じて、様々な形でスポーツに関わることができ、親しみ、楽しめる環境づくりが求められています。

福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会を契機として、市民のスポーツに対する関心を高め、機運醸成を図るとともに、その盛り上がりを一過性のものに終わらせず、スポーツを通じた地域の活性化や市民運動の継続的な展開につなげる仕組みづくりが必要です。

課題

- ① 市民の自主的な学習活動や地域住民のまちづくり活動への支援
- ② 様々な形でスポーツに関わることができる機会の提供

- 地域の人が気軽に集まることができる場の充実を図り、子どもから高齢者まで誰もが学習やスポーツに取り組み、生きがいを持って暮らすことのできる環境を整備します。

施策

① 市民の生涯学習を支援する

- 市民の自主的な学習や多様な活動の拠点となる、公民館や図書館の充実を図ります。
- 公民館を活用した多様な学習機会を提供し、学びの成果が地域に還元されるよう支援します。
- 郷土学習や世代間交流を促進し、市民が福井の魅力を学び、発信できる環境づくりを進めます。

② 市民の生涯スポーツを支援する

- 体育団体の活性化や指導者の育成、スポーツ教室の開催など、誰もが様々な形でスポーツを楽しめる環境をつくります。
- 安全で利用しやすい体育施設の整備を図ります。
- 福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会に向け、機運醸成を図るための市民運動を継続的に支援します。





総合計画を推進するために

- 総合計画を着実に推進していくために、職員のさらなる資質向上と、社会経済情勢の変化に対応できる組織体制を構築します。
- さらなる市民サービス向上のため、県全体の牽引役として、中核市への移行と市域を越えた広域連携を進めるとともに、市民ニーズを捉え、満足度の高い行政サービスの提供に努めます。
- 将来の人口減少社会の到来を見据え、限られた財源を有効活用し、最小の経費で最大の効果を発揮できるよう、効率的で持続可能な行財政運営を進めます。

取組

① 時代の変化に対応できる組織体制を構築する

- 地方をとりまく環境の変化に対応できる実効性のある組織体制づくりと、市民満足度を高める職員のさらなる資質向上を目指します。
- 女性管理職の比率を高めるなど、女性が活躍しやすい職場づくりを進めます。
- 業務継続計画のもと、災害時においても行政機能の安定化を図り、危機事象に迅速かつ的確に対応できる体制を充実します。

② 市民ニーズを捉えた満足度の高い行政サービスを提供する

- 圏域の共通課題に効果的・効率的に対応するため、周辺市町との広域連携を推進します。
- 窓口サービスの利便性の向上と正確で迅速な業務の遂行により、市民満足度を高めます。
- 多様な媒体の活用や、「福井市オープンデータパーク」の充実を図るなど、行政情報を積極的に提供するとともに、幅広く市民の意見の把握に努めます。
- 行政課題の解決に向け、各種統計調査やビッグデータの有効活用を進めます。

③ 効率的で持続可能な行財政運営を行う

- 常に事業を点検・改善しながら効率的で効果的な行政経営を推進します。
- 市税の適正公平な課税・徴収を行うとともに、収納率向上のための取組を推進し、安定した財源の確保に努めます。
- ふるさと納税やクラウドファンディング、ネーミングライツなどを活用し、新たな収入の確保や財源の繰り入れに努めます。
- 公共施設の建設・改修を適切に行うとともに、総合的・計画的な管理を行います。
- 公共サービスの提供や社会資本整備の手法として、PPPやPFIなど民間の資金力や技術力のさらなる活用を検討します。
- 適正かつ公平・公正な入札・契約事務の遂行とともに、コスト意識と品質向上を両立した公共事業を推進します。

4

資料編



1 策定経過



2 策定体制



3 福井市総合計画審議会委員名簿



4 諮問



5 答申



6 市民意識



7 条例等



1 策定経過

平成26～27年度

総合計画素案の作成[庁内]

H26

11/28 全体部長会議
・策定方針等の説明

諮問案の素案作成
・策定方針に基づき、各部署において素案作成

H27

4/2 全体部長会議
・策定スケジュールと体制の確認

4/16 策定会議(第1回)
・諮問案の協議・決定

諮問
(6/8)

総合計画審議会

政策・施策について審議

6/8

全体会(第1回)

・委嘱、諮問

・専門部会の設置

第1部会

社会基盤分野

第1回

6/18

第2回

7/24

第2部会

市民生活・福祉分野

第1回

6/17

第2回

7/31

第3部会

産業分野

第1回

6/19

第2回

8/4

第4部会

教育分野

第1回

6/22

第2回

7/23

9/18

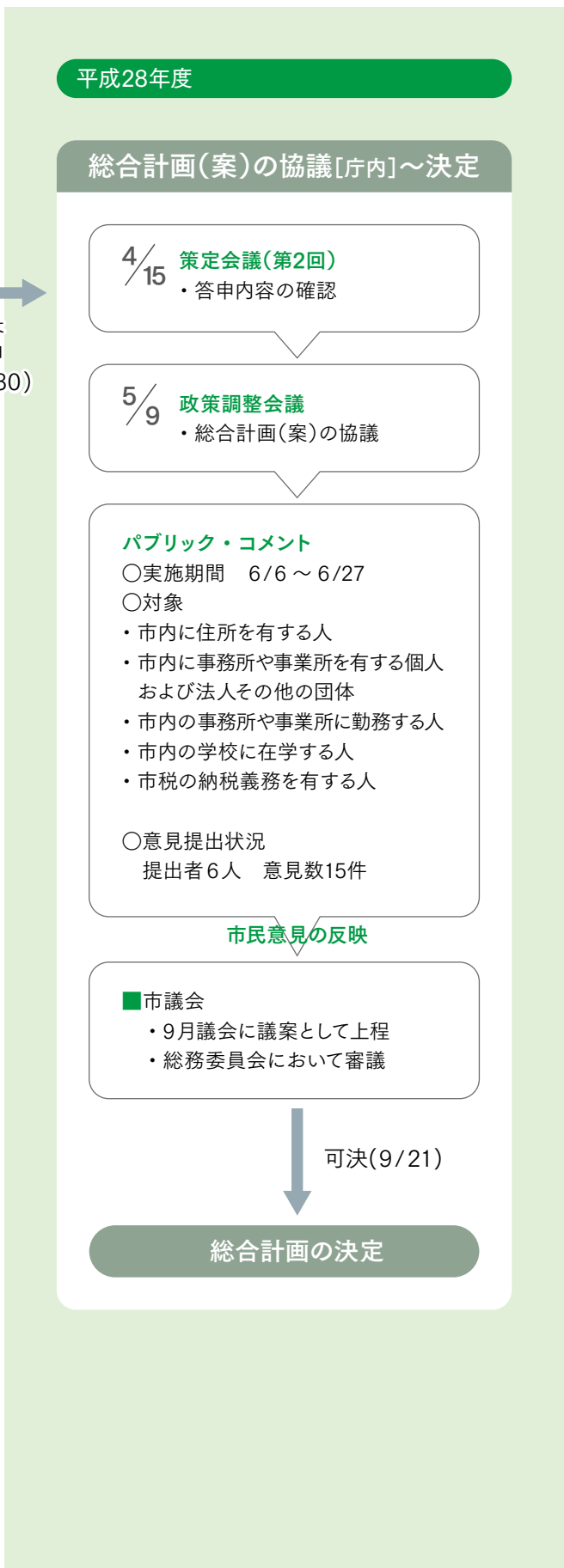
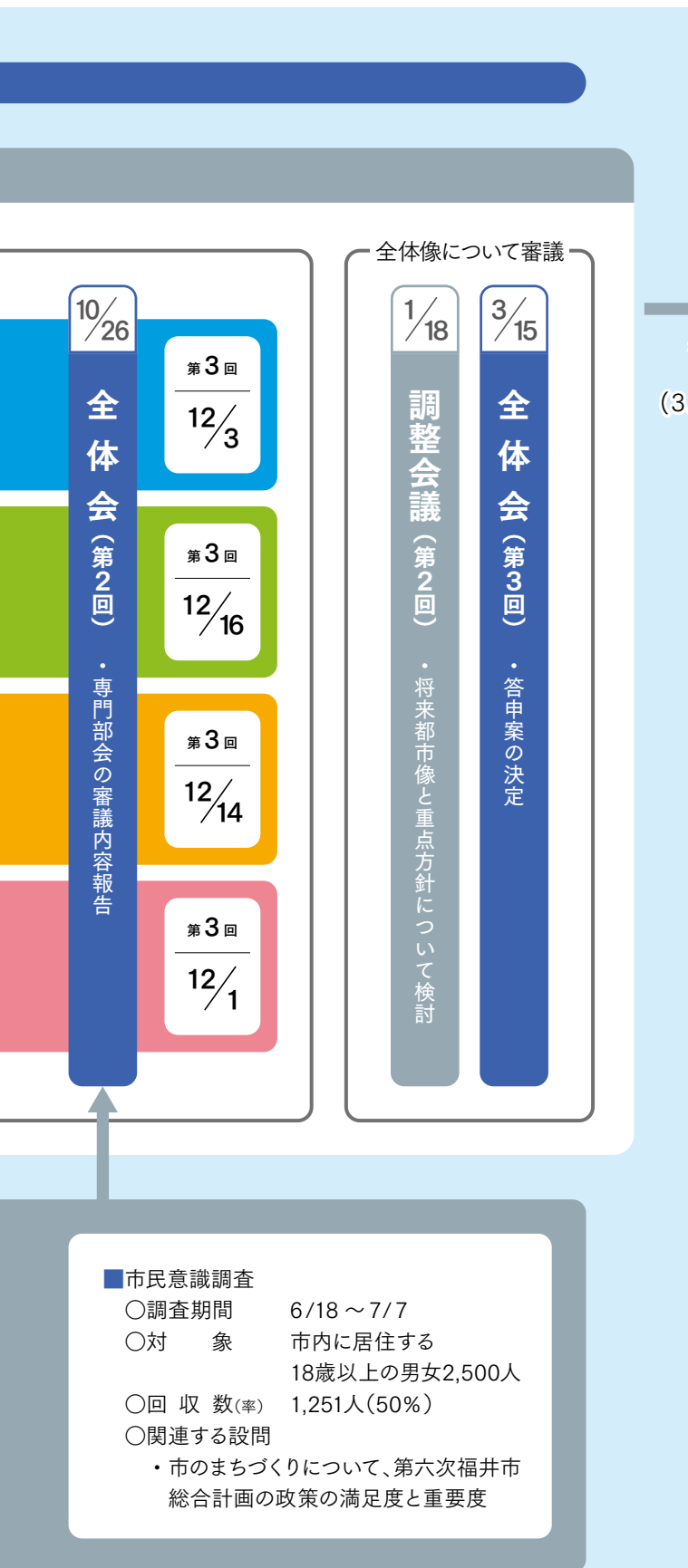
調整会議(第1回)

・部会間の審議内容を確認・調整

調査結果の報告

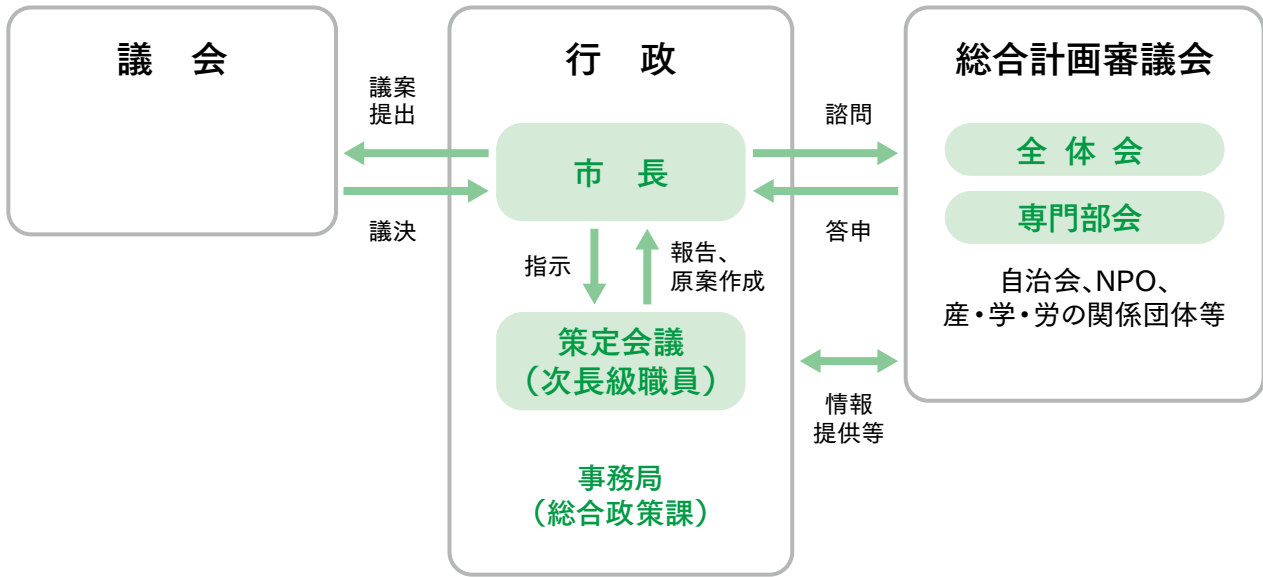
■総合計画に関する意見募集

- 実施期間 6/22～8/21
- 対象
 - ・市内に住所を有する人
 - ・市内に通勤、通学している人
- 意見提出状況 提出者6人、意見数16件





2 策定体制





3 福井市総合計画審議会委員名簿

(50音順・敬称略)

氏名	役職	専門部会※1	所属・団体名等※2
家 接 忠		2	公募委員
大 森 紀 之		1	集落支援員
桶 師 幸 恵		4	福井市連合婦人会 会長
片 川 正 美		3	福井市農業協同組合
加 藤 貞 信		4	福井市議会
栗 原 哲 朗		1	公募委員
後 藤 清 範		3	福井労働局
齋 藤 万 世		4	認定NPO法人 福井県子どもNPOセンター 理事長
櫻 井 英 佑		1	地域おこし協力隊
佐々木 瑠 奈		4	公募委員
島 田 貢 明	部会長	4	仁愛女子短期大学 教授
下 川 勇	部会長	1	福井工業大学 准教授
下 畑 健 二		2	福井市議会
鈴 木 干 城	副部会長	4	福井青年会議所
平 重 道	副部会長	2	福井市社会福祉協議会 事務局次長
高 原 裕 一		3	(特)アントレセンター 理事長
高 畠 美 空		1	公募委員
田 村 洋 子	副会長兼部会長	2	福井男女共同参画ネットワーク 代表
豊 田 楓		2	公募委員
内 藤 茜		2	公募委員
南 保 勝	部会長	3	福井県立大学 教授
西 川 征 男		2	福井市老人クラブ連合会 副会長
野 坂 鐵 郎		3	(公財)福井観光コンベンションビューロー 理事長
林 美 里		3	女性起業家交流会 ふくむすび会 会長
堀 川 秀 樹		1	福井市議会
町 井 廣	副部会長	1	福井市自治会連合会 会長
眞 弓 光 文	会長	2	福井大学 学長
見 谷 喜代三		3	福井市議会
宮 崎 和 彦	副部会長	3	福井商工会議所 専務理事
森 岡 咲 子		4	若手起業家

※1 専門部会欄の数字は「1.社会基盤分野」「2.市民生活・福祉分野」「3.産業分野」「4.教育分野」の専門部会を表す。

※2 所属・団体名及びその役職は就任時のもの。



4 諮問

総合第57号

平成27年6月8日

福井市総合計画審議会

会長 眞弓 光文 様

福井市長 東村 新



第七次福井市総合計画について（諮問）

第七次福井市総合計画について、福井市総合計画審議会設置条例

第1条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。



5 答申

平成28年3月30日

福井市長 東村新一 様

福井市総合計画審議会

会長 眞弓光文

第七次福井市総合計画について（答申）

平成27年6月8日付け総合第57号で諮問のありましたみだしのことについては、下記の意見を付して別添のとおり答申します。

記

- 1 実施計画の策定、事業の遂行にあたっては、審議の過程で各委員から出された意見を充分尊重していただき、答申で示した方向性に沿って、明確な目標設定のもと取り組んでいただきたい。

以上



6 市民意識

平成28年6月に、市内に居住する18歳以上の男女を対象に無作為抽出した2,500人に対し、市民意識調査を実施し、その中で、今後の居留意向、市の政策に対する評価などを調査しました。なお、回答率は48.4%でした。

(1) 福井市に住み続けたい人の割合

「福井市にこれからも住み続けたいと思いますか」との問いに対し、「福井市に住み続けたい」「住み続けたい」(66.3%)と「事情が許せば住み続けたい」(23.1%)の合計)と回答した人は89.4%で、「福井市外に住みたい」「大都市圏に住みたい」(5.0%)と「大都市圏以外に住みたい」(4.3%)の合計)と回答した人は9.3%でした。

平成23年度の調査と比べて、福井市に住み続けたい人の割合は増えています。

(2) 政策の満足度と重要度

第六次福井市総合計画の目標を達成するために取り組んでいる16の政策について、満足度及び重要度を聞きました。

満足度(「満足」と「ほぼ満足」の合計)は、「安全でおいしい水を安定供給するまちをつくる」(85.6%)、「生活排水による水質汚濁負荷の少ないまちをつくる」(77.1%)、「健やかで自立心をもった感性豊かな子どもを育むまちをつくる」(65.6%)が高くなっています。

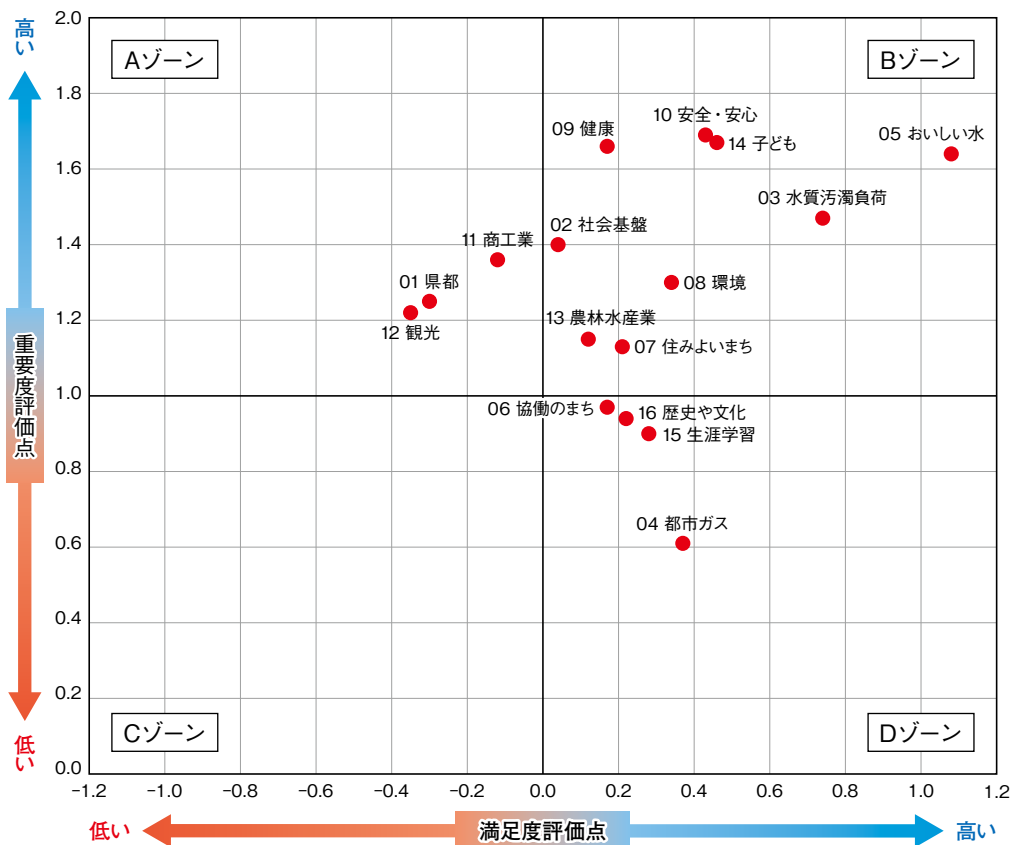
また、重要度(「重要」と「やや重要」の合計)は、「すべての市民が健康で生きがいをもち長生きできるまちをつくる」(91.9%)、「事故・災害などに強い安全・安心なまちをつくる」(91.6%)、「安全でおいしい水を安定供給するまちをつくる」(91.1%)が高くなっています。

政策	満足度					重要度				
	満足	ほぼ満足	やや不満	不満	無回答	重要	やや重要	あまり重要でない	重要でない	無回答
01 県都としての魅力を高め交流しやすいまちをつくる	3.0	35.8	42.4	13.7	5.1	46.9	36.4	9.1	6.0	1.7
02 暮らしを支える社会基盤の整ったまちをつくる	5.0	46.4	35.7	8.4	4.5	47.2	42.2	3.9	6.0	0.7
03 生活排水による水質汚濁負荷の少ないまちをつくる	14.7	62.4	14.3	3.6	5.0	54.1	35.6	3.8	5.7	0.7
04 環境にやさしい都市ガスを安全に安定供給するまちをつくる	10.3	51.1	19.9	9.0	9.7	28.8	33.6	22.4	6.6	8.6
05 安全でおいしい水を安定供給するまちをつくる	29.5	56.1	7.2	4.6	2.6	67.9	23.2	2.2	5.7	0.9
06 ともに責任を担う協働のまちをつくる	5.0	49.5	34.0	5.0	6.5	29.2	48.8	12.2	7.2	2.6
07 誰もが尊重される住みよいまちをつくる	5.5	51.2	32.8	4.7	5.8	37.9	43.6	9.6	6.6	2.2
08 環境にやさしい持続可能なまちをつくる	7.9	52.7	28.9	4.1	6.3	44.8	41.2	6.7	6.4	1.0
09 すべての市民が健康で生きがいをもち長生きできるまちをつくる	8.8	45.8	32.7	7.2	5.5	67.7	24.2	1.7	5.7	0.7
10 事故・災害などに強い安全・安心なまちをつくる	8.1	57.0	25.0	4.0	6.0	69.1	22.5	1.7	6.3	0.5
11 活力と魅力あふれる商工業のまちをつくる	3.5	40.6	39.8	9.3	6.9	47.2	39.5	5.6	6.9	0.8
12 福井の魅力を発信する観光のまちをつくる	3.6	32.1	44.3	13.6	6.4	43.5	39.3	8.7	6.7	1.8
13 魅力ある豊かな農林水産業のまちをつくる	5.0	47.6	34.0	6.3	7.2	37.5	44.5	9.3	7.1	1.7
14 健やかで自立心をもった感性豊かな子どもを育むまちをつくる	10.4	55.2	22.6	5.2	6.5	68.4	22.6	1.6	6.5	0.8
15 市民が自主的に生涯学習や生涯スポーツを楽しむまちをつくる	6.3	52.6	29.2	5.0	6.9	29.3	46.7	14.5	6.2	3.4
16 歴史や文化を活かした個性的で魅力あるまちをつくる	5.4	51.7	30.7	5.6	6.6	30.7	46.3	14.0	6.2	2.7

(3) 満足度評価点と重要度評価点

満足度と重要度を総合的に評価するため、以下のように点数をつけ、項目ごとに平均値を算出した結果について、各政策の位置を次のグラフで表しています。

満足度	満足：2点	やや満足：1点	やや不満	：-1点	不満	：-2点
重要度	重要：2点	やや重要：1点	あまり重要でない	：-1点	重要でない	：-2点



Aゾーン：重要度は高いものの、満足度は他の政策に比べて低いとされたもの
 Bゾーン：満足度と重要度がともに高い政策
 Cゾーン：満足度・重要度ともに低いゾーン
 Dゾーン：重要度は他の政策に比べて低いが、満足度は高いとされたもの

全体では、満足度評価点は16政策のうち13がプラスとなっており、今回の調査においては、市の政策についておおむね満足の評価が得られたといえます。重要度評価点は、全ての政策がプラスとなっており、「安全・安心」、「教育」といった政策の評価点が特に高くなっています。



7 条例等

(1) 福井市議会の議決すべき事件等に関する条例

平成24年12月26日条例第60号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づき、福井市議会(以下「議会」という。)の議決すべき事件等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「総合計画」とは、本市の将来の健全な発展並びに市民生活の安定及び生活環境の向上を図るために策定する市政運営の総合的な計画をいう。

(議会の議決すべき事件)

第3条 議会の議決すべき事件は、総合計画の策定、変更又は廃止とする。

(議会への説明)

第4条 市長その他の執行機関は、各行政分野における主要な計画の策定、変更又は廃止を行う場合は、あらかじめ、議員全員協議会においてその概要を説明するものとする。ただし、議長が説明の必要がないと認める場合は、この限りではない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(2) 福井市総合計画審議会設置条例

昭和55年6月14日条例第17号

(設置)

第1条 福井市が定める福井市総合計画に関し、市長の諮問に応じて必要な事項を調査、審議しその結果を答申するため、福井市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員50人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 市議会議員

(2) 学識経験者

(3) 関係行政機関の職員

(4) 関係団体の役職員

(5) 前各号に掲げる者のほか、市政について関心を有する市民で市長が適当と認めるもの

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長それぞれ1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を求めることができる。

(専門部会)

第6条 会長は、専門の事項を調査、審議させるため、審議会に専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会には、部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(幹事)

第7条 審議会に、幹事若干名を置く。

- 2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(3) 福井市総合計画策定に関する規程

昭和55年5月12日訓令甲第6号

(趣旨)

第1条 この訓令は、福井市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において「総合計画」とは、本市の将来の健全な発展並びに市民生活の安定及び生活環境の向上を図るために策定する市政運営の総合的な計画をいう。

(策定に当たっての配慮)

第3条 総合計画の策定に当たっては、市民の各界各層、関係行政機関、関係諸団体等の意向を調査研究し、当該意向が反映されたものとなるよう配慮しなければならない。

(策定及び改定の基準)

第4条 市長は、総合計画が次の各号のいずれかに該当するときは、新規策定案又は改訂案を作成するものとする。

- (1) 特に著しい社会経済情勢の変化が生じ、総合計画の推進が不可能と判断するとき。
- (2) 国又は県の計画変更等により、総合計画との整合性が著しくとれないと判断するとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

(諮問)

第5条 市長は、総合計画を策定しようとするときは、あらかじめ福井市総合計画審議会設置条例(昭和55年福井市条例第17号)に規定する福井市総合計画審議会に諮問するものとする。

(総合計画の推進)

第6条 総合計画に定める事項の推進を図るため、総務部長は、年度ごとにその実施状況を市長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告は、年度終了後6月以内に総務部総合政策課が作成するものとする。

(策定会議)

第7条 市に、福井市総合計画策定会議(以下「策定会議」という。)を置く。

2 策定会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 総合計画の立案に必要な資料等の収集及び調整に関すること。
- (2) 総合計画の原案の企画及び検討に関すること。
- (3) その他総合計画の策定に関すること。

(組織)

第8条 策定会議は、次に掲げる職にある者をもって構成する。

(1) 総務部長

(2) 福井市行政組織規則(平成19年福井市規則第20号)第77条第1項及び福井市消防局の組織等に関する規則(平成18年福井市規則第85号)第5条第1項に規定する次長、福井市企業局分課及び事務分掌規程(昭和49年福井市公企規程第5号)第3条第1項に規定する局次長並びに福井市教育委員会行政組織規則(平成18年福井市教育委員会規則第3号)第56条第1項に規定する教育次長

2 前項に掲げる者のほか、総務部長は、必要と認めた者を策定会議に出席させることができる。

(正副会長)

第9条 策定会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は総務部長の職にある者を、副会長は総務部次長の職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を掌理し、策定会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 会長は、必要に応じて策定会議を招集する。

- 2 会長は、策定会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 策定会議は、構成員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(部会)

第11条 策定会議には、総合計画の策定に関する事項について調査し、及び検討するため、必要に応じて部会を設けることができる。

(部会の組織)

第12条 部会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 第8条第1項に掲げる者
- (2) 福井市政策調整会議及び連絡調整会議に関する訓令（平成19年福井市訓令甲第8号）第23条第1項第1号に掲げる者
- (3) 職員の中から策定会議の会長が選任した者

(正副部会長)

第13条 部会に策定会議の会長が選任する部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、必要に応じて部会を招集し、会務を掌理し、部会を代表する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 部会長は、必要と認められた者を部会に出席させることができる。

(専門委員)

第14条 総合計画の策定に関する専門的事項について、策定会議に助言等を行わせるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験を有する者の中から市長が委嘱する。

(庶務)

第15条 総合計画の策定に関する庶務は、総務部総合政策課において行う。

(雑則)

第16条 この訓令の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和55年5月13日から施行する。

第七次福井市総合計画

【編集・発行】 福井市

【発行日】 2017年3月

福井市役所 総務部 総合政策課

〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号

Tel : 0776-20-5283

Fax : 0776-20-5768

E-mail : sougou@city.fukui.lg.jp

印刷 河和田屋印刷株式会社

第七次 福井市総合計画

